

株式会社日本政策投資銀行第1期（2009年3月期）決算説明会における発言要旨

※ 以下はプレゼンテーション資料「第1期（2009年3月期）決算について」を用いて説明しております（説明者：副社長 荒木 幹夫）。

本日はお手元のプレゼンテーション資料に基づき、①2009年3月期決算の概要、②危機対応業務の概要、③2010年3月期の資金調達計画について、ご報告します。

弊行は昨年10月1日、株式会社として新しい法人形態の下、スタートしておりますため、変則ですが第1期は半年間（2008年9月～2009年3月）の事業年度となります。また、単体決算と連結決算との差が非常に小さいという特徴があるため、従来どおり単体決算を中心に説明します。

< 3 ページ：「決算サマリー（単体）」 >

当事業年度は、業務粗利益は461億円と旧DBJの2008年9月期（以下「前期」）並みだったものの、国内外の急激な景気悪化、金融市場の混乱といった影響を受け、与信関係費用や株式関係損失等が増加した結果、経常損益、当期純損益、それぞれの段階で多額の損失計上を余儀なくされるという、誠に残念な結果となりました。

総資産については、危機対応業務の関連で、旧DBJの2008年9月末（以下「前期末」）より1兆7,289億円増加し14兆174億円となっております。このうち、貸出金の残高は12兆266億円です。

BIS自己資本比率はリスクアセットの増加に伴い、前期末から2.59ポイント低下し18.69%となりましたが、絶対水準としては、引き続き財務の健全性を維持できていると理解しております。

< 4 ページ：「損益計算書（単体）」 >

業務粗利益は461億円となりました。内訳としては、資金利益が517億円、役務取引等利益が44億円、その他業務利益が△100億円です。

資金利益及び役務取引等利益は前期比増加しましたが、その他業務利益は為替ヘッジの目的で取り組んだ通貨スワップ、及びCDS等にかかる評価損を計上した結果、100億円の赤字となりました。

営業経費は株式会社化対応に伴う費用が減少したため、前期比9億円減少し152億円となりました。

以上の結果、一般貸倒引当金繰入前の業務純益は309億円と、前期と略同額となりました。

一方、一般貸倒引当金については景気悪化に伴う取引先の業績悪化、あるいは業績見通しの低迷を受け、繰入額が1,038億円まで急増した結果、一般貸倒引当金繰入後の業務純

益は△729 億円の損失となりました。

さらに、個別貸倒引当金繰入等の不良債権処理損失 216 億円、株式関係損失 120 億円、その他損失 123 億円計上しました。その他損失は、太宗がファンド関連の損失です。

また法人格の変更に伴い当事業年度より法人税を 200 億円支払いましたが、法人税等調整額 64 億円を減じ、法人税等として 135 億円を計上しました。

以上により、当期純損益は 1,292 億円の赤字となりました。

< 5 ページ : 「貸借対照表 (単体)」 >

貸借対照表につきまして、主な特徴を 3 点コメントいたします。

1 点目は、貸出金残高が急増したことです。これは、危機対応業務、とりわけ昨年 12 月半ばから始めた金融危機対応業務によるものです。また、昨年 12 月以降 C P (コマーシャル・ペーパー) 購入も開始しており、有価証券残高も増加しております。貸出金及び有価証券合計で、前期末比 1 兆 4,265 億円の増加となりました。危機対応業務の実績については、後ほどご報告します。

2 点目は、借入金残高が増加したことです。これは危機対応業務の財源として、株式会社日本政策金融公庫 (以下「株日本政策金融公庫」) を通じて調達した財政融資資金等の増加によるものです。1 点目の貸出金及び有価証券の残高増加と表裏の関係にあります。

3 点目は、弊行は昨年 10 月 1 日に新組織として発足するに際して旧 D B J の資産及び負債を原則として承継しましたが、その際、実施された資産評価委員会において、土地を中心に含み益が顕在化したことです。これを主因として有形固定資産は前期比 1,266 億円増加しました。また資産評価の結果、資産と負債の差額が純資産として計上され、うち 1 兆円を資本金、残る 1 兆 1,577 億円を資本準備金として積み立てております。

< 6 ページ : 「業務別損益概況 (単体)」 >

全体像は 4 ページでご説明したとおりですが、ご参考までに弊行業務を 3 部門に分け、それぞれどのような原因が最終的な損益に影響を及ぼしたかについて、ご説明したいと思います。具体的には「融資業務」、「投資業務」、及び「その他業務」に分類して、整理しました。

まず「融資業務」については資金利益 483 億円に対し、与信関係費用 1,222 億円を計上し、差引 739 億円の損失となりました。与信関係費用は、4 ページ 7 段目の一般貸倒引当金繰入額 1,038 億円及び 10 段目の不良債権関連処理損失 216 億円の合計から、16 段目の貸倒引当金戻入益・取立益 33 億円を差し引いた数字です。

次に「投資業務」については、弊行本体が直接投資をしている株式等関係損益が 120 億円の損失、ファンドを通して投資をしているファンド関連損益が 127 億円の損失ということで、計 247 億円の損失となりました。ファンド関連損益は前期においては利益を計上しておりましたが、環境悪化により、当事業年度は赤字に転落しました。

最後に「その他業務」については、18 億円の損失計上となりました。内訳として、債券運用等及びフィービジネスは少額ではあるものの利益を計上しておりますが、デリバティブ等ではCDS及び通貨スワップ等にかかる評価損失を計上した結果、差引で18億円の損失となりました。

< 7 ページ : 「与信関係費用、株式等関係損益 等」 >

与信関係費用については 1,222 億円、株式等関係損益については 120 億円の損失計上となりました。

また信用補完という観点では、「保全率」及び「信用部分に対する引当率」をご覧頂ければと思いますが、いずれも高い水準の引当率となっております。

< 8 ページ : 「不良債権の状況」 >

当事業年度末の不良債権比率は 1.58%と、前期末比 0.17 ポイント上昇しました。また、第3セクター向け貸出金残高に対する不良債権比率は 8.71%と、前期末比 1.45 ポイント上昇しました。

いずれも問題となるような高い水準ということではないと認識しておりますが、増加傾向にあることについては注意を払っていきたいと考えております。

< 9 ページ : 「クレジット取引に関する証券化商品への取り組み状況」 >

当事業年度末の評価損益計上後の証券化商品残高は 3,468 億円です。この大半はCDSの想定元本 3,464 億円となっております。

表 1～4 段目が弊行本体で保有する部分であり、表 5 段目以下が連結子会社で保有する部分です。これは当子会社の業務である震災対応のコミットメント・ラインの待機資金として、地政学リスク等も織り込んでその一部を外国資産に投資したものです。かかる背景で取得した商品であることから、当期は新たな取得は行っておりません。旧DBJの2008年3月期、前期と順次損失計上をした結果、現在の簿価はかなり少額となっております。

当事業年度においては、弊行単体保有分で 17 億円の評価益、連結子会社保有分で 38 億円の評価損を計上し、差引では 22 億円の損失となりました。

一方、格付別の構成比では大半の証券化商品が依然高い格付（AAA）を維持しているため、今後については満期保有を前提として残存期間を保有していく方針です。既にここまで元本残簿価を落としたこともあり、今後さらなる評価損を計上するリスクは低いと考えております。

< 10 ページ : 「連結損益計算書」、11 ページ「連結貸借対照表」 >

単体決算と連結決算の差はわずかであり、当期純損失で 8 億円、総資産で 106 億円の差となっております。

<13 ページ：「金融危機対応業務について」>

ここからは、現在取り組んでいる金融危機対応業務についてご説明します。

危機対応業務は(株)日本政策金融公庫法に基づいたもので、例えば今回のような金融秩序の混乱や大規模災害の発生等を受け、政府が危機認定をすると、政府が指定する指定金融機関が(株)日本政策金融公庫からリスク補完等を受けて、危機対応業務に従事することになっております。弊行及び株式会社商工組合中央金庫（以下、(株)商工組合中央金庫）は、法律上設立と同時に指定金融機関となる建て付けです。その他の一般金融機関についても指定を受ければ、指定金融機関となり危機対応業務に従事することが可能です。

かかる枠組みの中で、昨年 12 月 11 日に今回の金融秩序の混乱が政府により金融危機認定されました。弊行はその認定に基づき、危機対応業務に従事しているところです。

ただし財源的な裏付けは、2008 年度の第二次補正予算が成立した後に担保されることになったため、弊行は 12 月から通常業務の一環として、先行的に危機対応業務に取り組んでおります。その具体的内容は、長期資金貸付と C P 購入です。その後、前述の第二次補正予算が 1 月下旬に成立した折に、危機対応業務の金額は正式に裏打ちされ、長期資金貸付枠は 1 兆円へと増額することになり、C P 購入については新たに 2 兆円の枠が用意されることになりました。

<14 ページ：「金融危機対応業務のスキームについて」>

危機対応業務の長期資金貸付は、国からの財投貸付が(株)日本政策金融公庫を通して指定金融機関へと融通され、その後事業者へと貸し出されることから、「ツーステップローン」と称されております。ツーステップローン及び C P 購入の資金の流れについては、14 ページにそれぞれ赤、青で図示しております。

なお、指定金融機関に手を挙げられた一般金融機関はまだいらっしゃらないということで、現状危機対応業務に従事しているのは、弊行と(株)商工組合中央金庫のみです。

また今回初めて、損害担保制度が導入されました。詳細は 15 ページに掲載しておりますが、これは指定金融機関が事業者にご融資を申し上げたものの、残念ながらその回収ができなかった場合、元本の一部を国が補填するものです。ただし、企業規模など様々な要件によって補填割合が異なるなど制約があります。いずれにしても一定部分は指定金融機関は自己リスクを負うことになります。

<15 ページ：「C P 購入業務、損害担保取引業務について」>

C P 購入業務は、指定金融機関が(株)日本政策金融公庫から 1 年以内の資金の供給を受け、一定格相当以上の企業が発行する C P を購入するものです。弊行が買い取りを始めて略 1 週間後に日本銀行も買い取りを始めました。弊行が事業者が発行する新規発行分をマーケットから購入する一方、日本銀行は金融機関が保有する C P を購入しており、重複はあり

ません。

<16 ページ：「金融危機対応業務に係る実績について」>

昨年 12 月開始以降の金融危機対応業務にかかる実績について、16 ページにまとめております。融資累計額は 1 兆 681 億円、C P 購入については通常業務分 3,120 億円、危機対応分 2,150 億円と計 5,270 億円です。

C P 購入枠 2 兆円はコミットの数字ではありませんので、弊行の一定のリスク判断の下で一定格付以上のものを購入しております。

<17 ページ：「経済危機対策」について>

以上、昨年度中の金融危機対応業務についてご説明しました。新年度に入りますと 4 月 10 日に、経済危機対策という名の下で非常に大規模な対策が打たれました。その中で弊社に関連する中堅・大企業向けの資金繰り対策として、以下の措置が講じられております。

まず長期資金貸付枠として、8 兆円が新たに追加されました。これは単なる融資だけでなく、新発社債の購入、コミットメント・ラインの設定、一般金融機関と協働した形での融資、大企業向け融資を通じた関連の中堅・中小企業への資金供給など、多様な資金供給経路の活用を配慮したものです。現在まさに補正予算として国会審議中でありまして、衆議院に続き、参議院においても近々採決が行われる予定です。また、補正関連法案の審議もあわせて進められております。

また、一般金融機関の貸出額を確保する観点から、弊行の保証を活用する制度も導入されております。

さらに、産業活力再生特別措置法による認定を受けた事業計画を持つ事業者に対しての出資制度も新たに導入されました。当制度はまだ制度の枠組みを作り終えた段階であり、実際の運用に向けての検討を進めております。本件出資スキームには、2 兆円の枠が設定されております。

いずれにしましても先述の制度等はセーフティネットとしての性格で行われるものであるため、実際の運用額等については需要等を鑑みつつ判断していきたいと考えております。

<18 ページ：「中堅・大企業向け危機対応業務について」>

中堅・大企業向け危機対応業務は、長期資金貸付枠の拡大 8 兆円追加、保証の活用 5 兆円、改正産活法損害担保出資スキーム 2 兆円で計 15 兆円、その他、C P 買取枠が前期同様 2 兆円です。

前回の説明会でもご説明しておりますが、危機対応業務は構造的に事業が困難になっている事業者を徒に支援する制度ではなく、国際的な金融の混乱、それに端を発した経済の低迷等の影響により、一時的に業績低迷、あるいは資金繰りに困難を来しているものの、それさえ回復すれば、また成長軌道の下で安定的な経営を行っていける事業者をご支援す

るものです。この趣旨は認定の際の文書にも明文化されております。

<20 ページ：「資金調達計画サマリー」>

ここからは、2009 年度（2010 年 3 月期）における資金調達計画についてご説明します。なお、これは危機対応業務を除いた通常業務に係るものです。危機対応業務についてはすべて（株）日本政策金融公庫から当予算の枠外で資金が手当てされております。

2009 年度の当初計画では、事業規模は 1 兆 5,000 億円と想定されております。政府信用に基づいた調達は、財融借入金 3,200 億円、政府保証国内債 2,000 億円、政府保証外債 1,300 億円と、いずれも 2008 年度計画対比で微減に留まっております。これは完全民営化に至る移行期間中、自立的で安定した資金調達体制へ円滑に移行するために措置されているものです。

次に自己信用に基づく調達ですが、財投機関債が 2008 年度計画対比で 800 億円減の 2,400 億円、一方で長期借入金と同計画対比で 1,200 億円増の 3,200 億円となっております。財投機関債については、いわゆる有価証券届出書方式による起債を余儀なくされるため多頻度起債が困難という実態も見据え、2008 年度よりも減少しております。

4 月以降の起債実績については、政府保証国内債 500 億円、財投機関債 989 億円（うち M T N 89 億円）を発行済みです。

<21 ページ：「資金調達構成の推移」>

自己信用による調達（太い赤枠で囲った部分）は年々割合が増加しており、財投機関債及び長期借入金合計は 2008 年度、2009 年度ともに 37%のウェイトとなっております。2009 年度については財投機関債による調達は減少しますが、長期借入金による調達でカバーし、引き続きウェイトを維持する予定となっております。

<22 ページ：「外部負債残高の推移」>

前ページはフローでの調達の変遷をみたものですが、22 ページはストックベースでみたものです。

ストックでみると、政府信用による調達部分は依然大きな割合を占めております。今後については一定の予測に基づいておりますのであくまで予想ということになりますが、政府信用調達は今後も完全民営化までの間一定程度措置されることから、減少ペースはかなり緩やかなものとなる見込みです。その結果、想定される完全民営化時点である 2015 年においても、政府信用調達に基づく負債は 5 割を維持することが予想されます。しかし、これに甘んじることなく自立的で安定した資金調達ができるよう、体制の構築を含め最善の努力をしていきたいと考えております。

<23 ページ：「財投機関債・政府保証債の発行について」>

2009 年度の発行計画について、ご説明します。

先ほど申し上げましたとおり、財投機関債の予算は 2,400 億円です。これについては基本的な考え方は従前同様、ベンチマーク年限を中心とした定例発行をベースとして、あとは MTN プログラムに基づき、機動的な発行をしていきたいと考えております。

政府保証債については、政府保証国内債 2,000 億円、政府保証外債 1,300 億円を計画しております。政府保証国内債は従前 10 年と 15 年の二種類の年限で発行しておりましたが、資産のデューレーション等も勘案の上、今年度は 10 年債のみの発行となります。また政府保証外債については昨年度発行を試みた折に、マーケットが荒れに荒れていた時期に重なり、残念ながら発行を見送ったという経緯がございます。マーケット動向を見極めながら、引き続き発行に努めたいと考えておりますが、昨年度の経緯も考慮の上、今年度については政府保証外債の発行予算を政府保証国内債へと振り替えることが認められたことも踏まえ、機動的な対応を心がけたいと思います。

<24 ページ：「財投機関債のトラックレコード」>

ここでは財投機関債のトラックレコードを記載しております。

下から 1・2 段が株式会社化後の実績です。引き続き、安定的かつ機動的な起債を行うべく努力していきたいと考えておりますので、ご指導の程宜しくお願いいたします。

<25 ページ：「当行の発行体格付」>

格付機関の弊行発行体格付に対する見方を、一覧表にてまとめております。特に大きな変化は足下起きておりません。

<26 ページ：「B I S リスク・ウェイトについて」>

昨年 11 月に金融庁から告示の一部改正がなされ、政府が出資している法人で、債券及び借入金の償還計画について主務大臣認可を受ける枠組みにある法人については、リスク・ウェイトは引き続き 10%にするということが決まりました。従いまして、今後とも弊行リスク・ウェイトは 10%です。

ただし、今後業態変化や政府出資の度合いに応じて考え方が異なることも付言されております。具体的には預金を受け入れた場合、あるいは政府出資が過半を下回った場合には 10%から 20%へと変わるようになります。

<27 ページ：「財投機関債の商品性比較（株式会社化以前 vs 以後）」>

ここでは財投機関債の商品性比較ということで、株式会社化以前と以後を比較しております。株式会社化以前に発行された債券については、償還まで現状の商品性、すなわち一般担保条項が維持されます。一方、2008 年 10 月以降、完全民営化までの移行期間中に発行される債券については、一般担保は付与されないものの、「社債」として金融商品取引法の

情報開示規制対象の有価証券となることで、開示精度は向上します。また、年度の債券発行方針、償還計画については引き続き財務大臣の認可を得る必要があります、政府関与の下での債券発行が継続されることとなります。国の「財政投融资計画」にも引き続き計上されることから、先ほど申し上げましたとおり、金融商品取引法の情報開示規制対象となる観点からは「社債」と言えますが、引き続き「財投機関債」と言える位置付けの債券である
とご理解頂ければと考えております。

以上